

平成20年第3回海津市議会定例会

◎議事日程（第2号）

平成20年9月22日（月曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第61号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第62号 平成20年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第63号 平成20年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第64号 平成20年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第65号 海津市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第66号 海津市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第67号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う海津市関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第68号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う海津市関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第69号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う海津市関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第70号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第71号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第72号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第73号 海津市南濃温泉条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 認定第1号 平成19年度海津市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第3号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 平成19年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について

て

日程第19 議案第76号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第3号）

日程第20 発議第3号 海津市議会議員定数条例の制定について

日程第21 発議第4号 基幹農業水利施設の整備等に関する意見書について

◎出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局長	伊藤久義君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局長	大橋茂一君	総務部財政課長 兼海津市民 総合窓口課長	福田政春君
企画部長	横井五月君	企画部次長兼 秘書広報課長	森賢一君

会計管理者	佐藤博章君	産業経済部長併 農業委員会 事務局局長	小野清美君
建設部長	大倉明男君	水道環境部長	高木武夫君
市民福祉部長	安達博司君	教育委員会 教務局長	森島英雄君
監査委員 事務局局長	館尋正君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	後藤昌司	議会事務局課長 補佐兼議事係長	神田勝広
議会事務局長 庶務係長	西村里美		

◎開議宣告

○議長（近藤輝明君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（近藤輝明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において1番 山田武君、2番 堀田みつ子君を指名します。

◎議案第61号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第2号）から議案第73号 海津市南濃温泉条例の一部を改正する条例についてまで

○議長（近藤輝明君） 次に日程第2、議案第61号から日程第14、議案第73号までの13議案を一括議題とします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

最初に、総務委員長 山田勝君。

〔総務委員長 山田勝君 登壇〕

○総務委員長（山田 勝君） 皆さん、おはようございます。

総務委員会の審査報告をさせていただきます。

海津市議会議長 近藤輝明様、総務委員会委員長 山田勝。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記としまして、議案番号、件名、結果と順次朗読させていただきます。

議案第61号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会の所管に属する事項、結果としまして可決すべきもの。議案第65号 海津市基金条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第66号 海津市監査委員条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第67号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う海津市関係条例の整理に関する条例の制定について、可決すべきもの。議案第68号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う海津市関係条例の整理に関する条例の制定について、結果として可決すべきもの。議案第69号 株式会社日本政策金融公庫法の

施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う海津市関係条例の整理に関する条例の制定について、これも可決すべきもの。議案第70号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、結果、可決すべきもの。

以上でございますが、審査の経過を一言で口頭で申し上げさせていただきます。

ただいま御報告いたしました7案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをあわせて御報告申し上げます。以上でございます。よろしく。

○議長（近藤輝明君） 続きまして、文教福祉委員長 森昇君。

〔文教福祉委員長 森昇君 登壇〕

○文教福祉委員長（森 昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから文教福祉委員会の審査報告をさせていただきます。

海津市議会議長 近藤輝明様、文教福祉委員会委員長 森昇。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告をいたします。

議案番号、件名、結果の順で報告をさせていただきたいと思います。

議案第61号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第62号 平成20年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第63号 平成20年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第64号 平成20年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第71号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第72号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

付託案件の議案第61号について反対する意見があり、審査、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、学校給食センター調理・配送業務委託における債務負担については、直営・民間委託のそれぞれに長所・短所があるものの、中でも労務管理の軽減などの長所がある民間委託にするという報告がありました。また、限度額については入札前ということで詳細な説明はありませんでした。

なお、その他5議案につきましては、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 続きまして、産業建設委員長 川瀬厚美君。

〔産業建設委員長 川瀬厚美君 登壇〕

○産業建設委員長（川瀬厚美君） おはようございます。

産業建設委員会の報告をさせていただきます。

海津市議会議長 近藤輝明様、産業建設委員会委員長 川瀬厚美。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、結果。

議案第61号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第73号 海津市南濃温泉条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

それでは、審査の結果を報告申し上げます。

ただいま報告いたしました2案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務委員会付託案件の質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） 1点だけお願いします。

議案第61号、一般会計補正予算、ページ数でいきますと5ページ、これは定例会の初日も質問させていただいて、文教厚生委員会でいろいろ御審査いただきたいという願いをした一件でございます。学校給食センター調理・配送業務委託の内容についてでございますけれども、今、委員長の報告の中では、直営、あるいは委託、メリット・デメリットがあるということで、入札前なのであまり詳しくは説明ができないという説明でありました。ただ、私としては、冒頭の初日も申し上げましたように、ここに至る経過として、ここに書いてあるような、いわゆる直営方式のメリット・デメリット、民間委託方式によるメリット・デメリット、言葉で書いてございますけれども、実際、具体的に可能性があるとかが軽減されるとか、こういう内容ではどの程度軽減されてどうなのかという、要するにメリット・デメリットの本当の内容というのがわからないという意味から、文教厚生委員会で十分その部分も

数字も含めて審査をしていただきたいということを申し上げましたが、委員長報告の中ではそういった説明もなく、あるいは比較検討の資料として言葉で書いたものだけで、果たして7億5,000万、5年間の債務負担行為の、こんな多額の債務負担を決定するに当たって、ちょっと私は資料というか、議会やいろんなところへの説明資料としては非常に根拠が乏しいような気がいたします。

そこで、委員会の中で、さらに委員長にお尋ねいたしますけれども、そういった資料がこれだけであったのか、あるいは例えば直営の場合には大体おおむね人件費はこんなもので、いろんな経費はこのくらいかかると、民間委託の場合はこういうふうでこのくらいかかると。よって、ある程度金額的にも民間委託の方が有利であるというようなものが、当然私はあつてしかるべきだというふうに思っておりますので、そういった分、文教厚生委員会でどのように執行部からの説明があり検討されたか、具体的にひとつあればお答えをいただきたいと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（近藤輝明君） 文教福祉委員長 森昇君。

○文教福祉委員長（森 昇君） ただいまの質問でございますが、委員会の中では細部にわたっての質問はありませんでしたけれども、確かに永田議員が言われるように運営委員会で決めていただいたことの説明不足だったということも、私、委員長として感じておりますが、後の新しい運営委員会の中でそういう説明もあろうかなあというふうに思っておるんですが、細部にわたっての説明はありませんでした。

それと債務負担行為に関しては入札前ということで、報告させていただきましたように、細かい説明は差し控えさせていただきたいという報告でございました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） 委員長と隣同士でやり合っても、これ以上答えは出ないと思いますけれども、ただ一言だけ申し上げておきたいなということは、こういった大きな事業をやるときに、右か左かという判断が私は行政としてされておるというふうに思うわけです。そうすると、やっぱりその右か左か、つまり具体的に言えば直営か委託かという判断の中で、ただここに書いてあるメリット・デメリットをざざっと羅列して、それで1億5,000万の民間委託の方がいいという結論は、ちょっと私としては途中省略が多過ぎるのではないかと、こんな思いがいたします。しかし、もうこれ以上、執行部への質問もルール上できませんので、今後、少なくともこういったことに関しては、やっぱりある程度資料もきちんと整えながら、数字的根拠も示しながら、こういう方向で進みますと。私はこれに反対しておるわけじゃありません。そういったことをやっていただくことが今後大切なあと、こんなふうに思いますので、特に執行部の方々にお願いしたいことは、こういった特に大きな事業については、

そういった数字的な裏づけ等も比較検討した上で、またこういうような方向づけをしていた
だくよう強くお願いをいたしまして、委員長の答弁は結構でございます。ということで意見
を述べさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（近藤輝明君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

初めに、議案第61号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第2号）について、これから
討論を行います。

討論される方は壇上にてお願いします。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

2番 堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

○2番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので議案第61号の一般会計補正予
算に反対の立場で討論を行いたいと思います。

補正予算には私立の保育所補修補助金や食育推進奨励金など大切な予算が組まれており、
そうしたことに異議を唱えるものではありません。

問題とする点は、債務負担行為の補正において学校給食センターの調理・配送業務を民間
委託していくことにあります。学校給食は、教育の一環だと考えます。その現場に利潤追求
の市場経済、民営化を持ち込むことが子供たちのためになるか、疑問があります。

給食センターの仕事は、5,000食調理して各学校へ配送するという事に尽きますが、調
理・配送業務を民間委託にするということは、委託された民間業者は業務を行い、その上で
利益も上げなくてはなりません。そこで行われるのは人件費の削減でしかないと言えます。
人件費の削減が民間でどのように行われるかといえ、経験の浅い若い従業員を入れかわり
立ちかわりで雇用し、過重労働や不安定雇用を強いられるというのが現実ではないでしょ
うか。

今、働くことのルールが壊され、特に若者や女性の2人に1人が非正規の労働者になって
不安定な状況に置かれています。時間で切り売りする働き方で本当に人の成長は望めるもの
でしょうか。非正規であっても市の臨時調理員であれば労働時間などもあらかじめ決められ、
少しでも安定して働くことができるのではないのでしょうか。そうした中でこそ子供たちの成
長を配慮し、見守りながら調理をすることも可能ではないかと思います。

学校給食センター運営委員会の報告書の結びには、海津の児童・生徒等へ安全を第一とした豊かな給食を提供したいと記述があります。豊かな給食とはどのようなことか。学校給食は、単に食育に関してだけではなく、働くことを学ぶなどの総合的な教育の場として子供たちをはぐくむことができる、そういった豊かさがあるのだと考えます。給食センターのあり方としては、直営方式で教育の一環であると明確に位置づけられることを求めて反対討論いたします。ありがとうございました。

○議長（近藤輝明君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

12番 伊藤善朗君。

〔12番 伊藤善朗君 登壇〕

○12番（伊藤善朗君） 議案第61号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第2号）について、原案に賛成するものとして賛成の討論を行います。

本補正予算につきましては、市にとってもいずれも重要な案件であり、各常任委員会において慎重審査されました。その中でも反対討論にもありました今後の学校給食のあり方については、海津市学校給食センター運営委員会において検討が重ねられ、簡素で効果的な行政運営の確立と財政の健全化という面から民間委託を前向きに検討されたいと提言を受け、施設整備は市で行い、その後、運営については調理業務も含めて民間に委託する方向性が示されました。

学校給食センター調理・配送業務委託における補正予算も含め、いずれも厳しい財政状況の中、市民に寄与する重要な事務事業の予算と確信するものでございます。よって、議案第61号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第2号）の原案に賛成するものでございます。

以上、賛成討論といたします。以上でございます。

○議長（近藤輝明君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） これで討論を終わります。

それでは、議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤輝明君） 起立多数です。よって、議案第61号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、お諮りします。議案第62号から議案第73号までの12議案につきまして、討論を省略して一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第73号までの12議

案につきましては、討論を省略して一括採決します。

お諮りします。議案第62号から議案第73号までの12議案につきまして、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 平成20年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第63号 平成20年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第64号 平成20年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号 海津市基金条例の一部を改正する条例について、議案第66号 海津市監査委員条例の一部を改正する条例について、議案第67号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う海津市関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第68号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う海津市関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第69号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う海津市関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第70号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第71号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例について、議案第72号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第73号 海津市南濃温泉条例の一部を改正する条例について、以上の12議案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

◎認定第1号 平成19年度海津市水道事業会計決算の認定についてから認定第4号

平成19年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についてまで

○議長（近藤輝明君） 続きまして日程第15、認定第1号から日程第18、認定第4号までの4議案を一括議題とします。

さきに決算特別委員会に審査が付託してありますので、ただいまから決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

決算特別委員長 伊藤善朗君。

〔決算特別委員長 伊藤善朗君 登壇〕

○決算特別委員長（伊藤善朗君） 海津市議会議長 近藤輝明様、決算特別委員会委員長 伊藤善朗。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、結果の順に報告いたします。

認定第1号 平成19年度海津市水道事業会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第2号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第3号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第4号 平成19年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。

ただいま報告しました4案件は、すべて全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。以上でございます。

○議長（近藤輝明君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、委員長の報告に対する質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。認定第1号から認定第4号までの4議案について、討論を省略して一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第4号までの4議案につきましては、討論を省略し、一括して採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第4号までの4議案につきましては、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号 平成19年度海津市水道事業会計決算の認定について、認定第2号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定第3号 平成19年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について、認定第4号 平成19年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、以上の4議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◎議案第76号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（近藤輝明君） 続きまして日程第19、議案第76号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 追加提案をさせていただきました議案第76号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

私は市長に就任をさせていただいて以来、本市が将来にわたり元気なまちであり続けるためには雇用の場の確保や地域産業の活性化につながる企業誘致が重要であると認識をいたし、積極的に取り組んでまいったところでございます。

先生方も御承知のように、海津町と国分と昭和45年に姉妹盟約を結びました。そのときの国分の人口が約3万、海津が1万5,000でございましたが、国分市が霧島になる前には6万の人口になっており、若者が闊歩するまちとなりました。これは鹿児島空港があつた現在の位置に移ったという交通体系が整ってそういうことができてきたわけございまして、国分を訪れるたびに、今は霧島でございますけれども、我が海津市もこういった企業集積が大変重要であるという思いを募らせてまいったところでございまして、海津市におきましても平成18年4月から商工観光課に企業誘致の専任職員を配置し、東海環状自動車東回りの開通に伴い、企業の積極的誘致に取り組んでこられた岐阜県と連携を密にして、相互に協力する中で企業誘致に関する情報の共有を図ってまいりました。

また、平成19年3月には海津市総合開発計画を策定し、交通アクセスの良好な立地条件を生かした新たな企業用地の確保と企業誘致活動を積極的に展開し、環境に配慮した企業の立地誘導を図る計画を樹立しました。

さらに、東回りの開通で企業立地の集積があつた東海環状自動車道は、昨年度から西回りが着工され、県を初め沿線の岐阜西濃地域では積極的な企業誘致の推進が打ち出されております。

こうした中で岐阜県及び岐阜県の企業誘致を担当しております岐阜県土地開発公社と協力して、本市への企業誘致可能な候補地を調査してまいりました。その結果、岐阜県が企業立地促進法に基づいて策定した企業立地集積計画の中に本市は5地区を承認いただきました。

さらに、この計画の中には入っておりませんが、調査の中で南濃町駒野地区及び庭田地区の12.6ヘクタールの土地が企業誘致可能な候補地として浮かび上がってまいりました。本市には土地開発公社がございませんので、岐阜県土地開発公社に岐阜県土地開発公社工業団地開発事業として現地測量から用地買収及び造成工事、さらには企業の選定等について実施していただけるかどうか可能性を依頼しましたところ、このたび積極的に推進していただけるとの回答を得ましたので、本市としても積極的に取り組む決意をいたしました。

今後のスケジュールとしましては、岐阜県土地開発公社と海津市の間で工業団地開発事業に関する基本協定書を締結することになりました。協定内容の場所は、南濃町駒野・庭田地内、開発規模は12.6ヘクタール、事業期間は平成20年度から23年度まで、事業主体は岐阜県土地開発公社で、工業団地開発事業を推進するため、同公社が現地の測量及び用地買収等の

必要事務等を進めるというものであります。

本市は工業団地開発事業の目的を達成するために、岐阜県土地開発公社に積極的に協力して企業誘致を推進し、立地企業に対する優遇措置等を講じるとともに、公社が事業を実施するに当たって事業資金の調達の際に必要な借り入れ金融機関に対する債務保証のための予算措置を講じることになりますので、今回、補正予算の債務負担行為の追加をお願いするものであります。

内容は、岐阜県土地開発公社が開発事業資金を借り入れた場合の借入金に係る債務保証限度額で、平成20年度から23年度の4年間で18億9,832万6,000円を債務保証するものであります。

なお、現在、県内においてこの方法によりまして神戸町の神戸西工業団地、恵那市の第3期恵那テクノパーク、多治見市の旭ヶ丘テクノパーク及び山吹テクノパークの4ヵ所が事業を推進しております。

また、新規工業団地計画は、西濃地域で大野町、岐阜地域で岐阜市、中濃地域で関市、美濃市、東濃地域で瑞浪市の4ヵ所が進行中であり、そのほかにも準備段階の工業団地が数ヵ所あると聞いております。

以上、議案につきまして提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（近藤輝明君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから順次、質疑、採決を行います。

議案第76号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第3号）の質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） お許しをいただいております。

まず資料を求めたいと思うんですけども、先ほどこの市長の説明のときに、この土地の場所が浮かんできたというような、そんな感じの言い方で浮かび上がってきたようなこの土地なんですけれども、県の土地開発公社との協定書案の資料を求めたいと思います。

中身が、結局、最終責任は本当にどこなのか。今、主体は土地開発公社であると言われても、最終責任はどこであるのかとか、そのような約束なんかも当然協定書の方にあると思いますので、その提示をお願いしたいと思います。

○議長（近藤輝明君） ただいまの堀田議員からの資料請求を許可します。よって、議長名で執行部に資料の提出要求を行います。資料は全議員に配付してください。

ここで9時55分まで休憩とします。

（午前9時42分）

○議長（近藤輝明君） 休憩を閉じ、再開します。

（午前9時55分）

○議長（近藤輝明君） 引き続き、議案第76号の質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 10番 飯田洋君。

○10番（飯田 洋君） 普通、土地開発公社がいろんな事業を行いますと、設立団体が債務負担なり債務保証なり利子補給をするんですが、今回の場合、この海津市が計画しました事業に対して岐阜県が岐阜県土地開発公社に対しての債務負担行為、この債務保証なり、あるいは利子補給というものが、岐阜県が岐阜県土地開発公社に対して議決をされたことがありますか、あればその内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） 飯田議員さんの質疑にお答えしたいと思います。今回は市の土地開発公社ではなくして、今回提案をさせていただきましたのは、あくまでも岐阜県土地開発公社に依頼をしまして、公社が金融機関からお金を借りてこの事業を推進していただくということでございます。

それで、今回の債務負担の保証の議決ということで、債務負担の保証をしたので、その部分を幾らか県に支払うということではないということでお考えをいただきたいと思います。

それから、利子補給とか、そういうことにつきましては、県の土地開発公社がこの事業の中で借り入れたものの利息もすべて最後に精算をしまして、進出企業に売却単価として上乗せをしながら整理をしていただけるというふうに聞いておりますので、現在のところ、市がその利子の部分を負担するというふうのことは聞いておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それでは、ちょっとゆっくりとお願いしたいと思います。

まず、先ほど基本協定書の案を出していただきましたけれども、この事業というのはこの開発をするまでということでしょうか、それを一つ。

それから企業誘致等について、第3条で企業誘致等について次に掲げる措置を講ずるといふふうになっておりますけれども、多分これは予算が伴うということでございましょうけれども、どれくらいの見込みをされているのかということ。

それから6条なんですけれども、関連公共事業の内容というのはどのようなことが想定されるのか。

その次、7条の中でこの債務保証のための予算措置を講ずるというふうになっておりますけれども、債務保証のための予算措置、これは債務負担行為のこうした承認という、その予算措置とはどういうことか。これは実際の金銭的な予算ということともかかわりがあるのかどうか、教えてください。

その次、9条なんですけれども、当該用地の取り扱いとは別途協議の上定めていきますけれども、予算としてはどのようなふうに、これは全部債務負担行為の中に入っているものなのかどうか、別予算かどうか、それを教えていただきたいということ。

それから、これが一番問題なんですけれども、第13条、未分譲地の取り扱いというところ、市は事業期間終了後でも未分譲地が存するときには借入金利息相当額を負担するものとするというふうになっているんですけれども、これについてもう少ししっかりと説明をしていただきたいと思います。

まずこれは協定書についての質問なんですけれども、この未分譲地の取り扱いという部分が多分最終責任者はどこかということだと思えるんですけれども、最終責任者はどこかということ、これを読んでいくと当然市だと思うんですけれども、そのところをお示してください。今まで全員協議会で少しこの問題について説明がございましたけれども、本当に市に負担がないとかというふうに言われているけれども、この第13条からいうとそうでもないのかなあというような感じで見受けられます。

それとともに事務量の関係で、先ほどもほかにも手を上げている自治体もあるから、早くしないとこれを取り組んでもらえないというふうなことも全協の中で言われました。ほかに手を上げている自治体と、じゃあ、その土地とここの今の開発しようとしている土地とどっちが有利かというふうなことをどのように考えてみえるか、これをお聞かせ願いたいと思います。

で、一番最初の問題なんですけれども、先ほどこの土地のことが浮かび上がってきたというふう言われて、言い得て妙だなあというふうに思ったんですけれども、それこそ経過というのか、この土地所有者の方から申し出があったのか、それともこちらからこの場所を決めてきたのか、そこら辺のところも教えていただきたい。

で、土地の所有者、これは場所といいますとロイヤルゴルフ養老、これは法人の所有になっているのか、それとも個人の所有になっているのか。

聞きますところによりますと、岩井豊太郎氏のお父様に当たる方の所有もあるというふうにお聞きしましたがけれども、この土地開発公社の理事に岩井豊太郎さんになっておいでになるということをお聞きしますと、この関係をどのように考えられるのかをお聞かせ願いたい

と思います。

それと土地のことについてですけれども、土地の地盤のかたさ、ここをどのように評価するのか。一応物が建っているということがありますので、もう一度どれくらいのものか教えていただきたい。

議員の研修のとき、企業が本当に求めている土地というのは、まず地盤が安定している、かたいということが第1、第2が交通網と言われました。それも1ヵ所だけじゃない、2ヵ所、3ヵ所と、ここがだめだったらほかのルートもあるというような大きい交通体系だというふうの説明がありましたので、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それと、先ほど土地開発公社との重点促進地域というのがたしかありましたよね、5ヵ所、こういうような重点促進地域としての網かけだけではだめだったのかどうか、どうしてだめだったのかという点について教えていただきたい。

この土地がそれなりに有力な方の親さんの土地だから、割と土地開発公社の方も目もつけやすいというふうなことも考えられますので、それは本当に市民の方が特にそういうことを気にされるというか、私も気にしますけれども、そういうところに目を向けられるということがありますので、その点についてどうなっているかというのをお願いします。

それとともに、事前にいろいろとお聞きする中で、ここが売れないなんて考えられんというふうなことをお聞きしました。その絶対に売却できる根拠というのは何なのかというのをひとつお聞かせ願いたいと思います。というところで、よろしく願いいたします。

○議長（近藤輝明君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） 2番 堀田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず第1に開発の年度ということで、いつまでどうかという御質問が最初だったと思いますが、先ほど提案理由にもございましたし、債務負担の保証の議案にもございますように、20年度から23年度という4年間の計画で、今検討、協議を進めさせていただいております。

それから次に、第3条の事業の目的達成のための措置ということでございますが、企業誘致に必要な体制の整備ということで、先ほども市長から提案理由の説明がございましたように、担当課の専属職員を配置いただきまして、課と部の方で総力を挙げて今推進しておるところでございます。

それから、3条の(2)の企業立地を促進するために必要な優遇措置等を講ずるということでございますが、既に条例の方で企業立地促進法に伴う優遇措置として立地していただいた場合の税の一部免除とか、集積をした場合の企業の立地しやすい条件というのを条例で定めておりますので、それも県の土地開発公社が見ていただいて、今回、協定を結んでもいいんではないかという決断を公社の方がしていただいたということだと思っております。

それから次に第6条の関係を言われましたんですが、関連公共事業の内容及び実施方法につきましては、今後、具体的に協議をしていくわけでございます。といいますのは、全協で既に御説明いたしましたように、この計画しております12.6ヘクタールにつきましては、図上の上の案で県の土地開発公社といろいろ協議を進めてまいりました。先ほどの提案理由にもございましたように、現地の測量もしておりませんし、実際どのくらいの高さでどのくらいの高低差があるかとか、道路をどのくらい拡幅にして国道にすりつけて交差点改良するのかがということがまだ細部について、図上でのシミュレーションはできるわけですが、確定した状況ではございません。それで、今回お願いしておりますのは、そういうことも含めて今後進めていくためにも今回の債務負担の保証の議決をいただかないと県の土地開発公社の事務が進んでいかないということでございますので、最初の段階でございまして、その点は十分御理解いただいて御協力をいただけませんと、今後、細部についての現地の測量等もできていかない状況でございまして、御協力のほどお願い申し上げます。

それから今の7条の関係につきましては、今おっしゃいましたとおり債務の保証ということで、これは何回も御説明しておりますが、県土地開発公社がこの事業に係る経費を金融機関から借入れをされる保証ということで、市が直接現段階で支払う分の議決ではございませんので、その点を御理解いただきたいと思います。

次に9条の公共施設の取り扱いということでございますが、新たに設置する道路、水路等、公園まではちょっと現時点ではあの敷地内にとすることは、企業の緑地でいきたいと思っておりますが、先ほども言いましたように、道路と水路は公共施設としての位置づけがいいだろうというふうに現在では考えております。それで、現在、公社とお話をしていますのは、道路も水路もこの事業の中で公社に工事をしていただきたいと。しかし、でき上がった部分の管理は、多分将来とも道路として位置づけをするということであれば市が財産権を所有し、管理をしていくと。道路認定をして交付税算入もできる道路にしたらどうかという今考え方がございます。この経費についても企業に買収していただく単価によりますけれども、できるだけそういう経費を含んだ中で、完成した道路・水路については所有権だけ市にもらって経費は企業負担でお願いできたらという今考え方を持っておりますが、その辺を今後の具体的な別途協議の上定めるとするのは、そういう経費とかいろんなことを精査しながら段階的に進んでいきまして、どのような状況になるかということをその時点で判断して決定していかざるを得ないと。現段階ではそこまでの詳細については、まだ不確定要素の方が大きいということでございまして御理解をいただきたいと思います。

次に13条の未処分の取り扱いということで、現在はどこの企業か決まっておりますし、またこの事業を皆さん方に御理解いただいて議決を願えませんか県とも協定が結ばせん。結ばないということであれば、この12.6ヘクタールの開発はできないということになろうか

と思います。それで、全協でもお話ししましたように、土地の関係者の方には既におろさせていただきまして、大体93%ぐらいの方に事業推進の計画同意を本日までにいただいております。それで、前回申し上げたときは60%ぐらいと申し上げたと思いますが、短期間のうちにこれだけ地権者の方等の御理解が得られる状況まで進んでまいりましたので、市といたしましては、今後、地権者の方にもすべて御理解をいただけるように御説明を申し上げましてこの事業推進をしてまいりたいと。

それから、全協のときにも申し上げましたように、地権者の方は計画同意はいただきましたんですけども、自分の地域がどうなるんだと、水に対する質問とか、どのくらいの高低差で埋めるんだとかという質問を聞いております。しかし、それは先ほども申し上げましたように、市では土地開発公社もございませんし、一般会計でそれだけの予算は組めませんので、調査・設計等も踏まえて県の土地開発公社さんに御理解、御協力をいただきまして進めていきたいということで、公社さんの御理解がありますので、今回、債務負担の保証の議決をお願いしておるところでございます。

それから次に他の土地との関係ということでございますが、提案理由にもございましたように、現在、公社さんは東濃の方で4地区の工業団地の協定を結んでやっておられます。その多治見さんとか恵那とか、いろいろあるわけでございますが、その公共団体も、今回、海津市が行っております債務負担行為の議決を済まされて協定がなされておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかに、例えば大野町とか、いろいろ現在、市町の方で素案をつくって、私が公社さんから聞いておりますのは、1地区500万から1,000万ぐらいの事業調査をして、それが公社さんに上げてよければ県の公社の事業としてやりたいという候補が、現在わかっておる段階でも4地区あるということでございます。そのほかにも企業誘致をしたいというような地区が、公社さんからお聞きしますと声が出ておるということでございますのでお願ひをしたいと思います。

それと、あと土地の所有者及び個人か法人というお話がございましたんですが、12.6ヘクタールの中には個人の方も見えますし、法人の方もございます。それで、先ほど言いましたように、大体93%ぐらいの方から現在同意をいただいておりますので、このタイミングを逃しますと、やはり土地の買収につきましては、時期を逸しますとなかなか土地が買いにくいという状況が出ると思います。私も今まで道路用地の買収とか、いろんな土地の買収にかかわらせていただきましたんですけども、一たんこじれますと、数年とか長い期間、やはり買収がしにくいというような、現実的に遭遇しております。ですから、やはりこのタイミングが重要ではないかというふうに私は考えておるところでございます。

それから、土質の関係の御質問がございました。例えば議員さん方も御承知のとおり、南

濃町さんでも山沿いということでございますが、私が旧町のときにおりましたのは平田町でございまして、さらに南濃町さんよりは軟弱地盤のところへ、過去を振り返ってみますと、豊島紡績さん、それから綿半さんとか、その他いろんな企業が現実的に進出していただいておりますし、一昨年だったと思いますが、ハビックスさんが海津町平原地内の約9,000平米の土地に企業進出をしていただいた実績もございます。現在のところよりもさらに軟弱地盤のところへも企業さんが進出していただいておりますので、ここでもいいという企業さんはあられるのではないかとというふうに推測をしております。

また、交通体系につきましては、最大のこの12.6ヘクタールのメリットは、国道に接続しておると。258号線で、南部は桑名等の高速、また北部につきましては大垣、羽島のインター、それから西回りで養老のインターができるということになっておりますので、その点ではこの土地の売りは、交通網に対しても現時点では十分PRもできる土地だと思っております。

それから5地区といいますのは、集積でうちが認定を受けた土地のことだと思いますが、堀田議員さん、違いましたですか。

〔「そうそう」と2番議員の声あり〕

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） それにつきましては、昨年度、経済産業省の企業立地促進法に基づく集積地域の指定を海津市では5地区させていただいたということでございます。それで、今回上程をさせていただいております12.6ヘクタールの土地は、まだ設定がなされておりません。その時点ではまだはっきりここまで進むという状況ではございませんでしたので、今後、その集積地区に変更でつけ加えていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから最後に、売れない場合の、先ほど言われました未処分の関係等もございますが、これにつきましては、現在まで県の土地開発公社の理事長さん以下役員の方々も現地へ調査においでになられまして、最終的にやれるだろうという判断のもとにここまで事務を進めることができたということでございます。それで、大半は公社の方でやっていただけたと思いますが、海津市の役割といたしましては、やっぱり地元の調整とか地権者の関係者、または地域の関係者の方への御理解、御協力をいただけることについては、市が積極的に関与して公社さんと連携を密にしてこの事業を推進していく必要があらうかと思っております。それで、現地の測量とか、でき上がった計画図、もしくは買収の時点、それから造成、最後には企業の選定をして誘致業者を決定していくということでございますが、いずれも、やはりどちらが、ここからこっちはおまえのところやれということじゃなくして、いずれの項目につきましても、市と開発公社は密に連携をしまして、一体になってすべてをうまくいくように進めていかないと、どちらかが責任のなすり合いというようなことであればうまくいかないと思い

ますので、今までも公社さんの疑問につきましては、我々も一から十分御説明をしまして、御理解をいただいてここまで進んできた状況でございます。

今後、協定を結んだので市は関係ないので公社さんが勝手にやってくれというようなわけには今後もいかないと思いますので、いろんな事業を推進するにつきましては、トラブル等も出てくると思います。そういうことにつきましては、市が窓口になりまして公社さんへおつなぎをして、解決策を一つずつ見つけながら推進をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、最後をお願いでございますが、私も平田町のことは詳しくは思っておりますが、海津さんと南濃さんにつきましては、ふなれでまだ勉強不足のところが多いわけでございます。しかし、現在、海津市内で10ヘクタール以上の土地を確保して企業誘致の推進ができそうな地区が、このほかには私は今のところ残念ながら見当たりません。例えば企業が見えまして、10ヘクタールの土地で工場を建てたいという希望を聞いても、なかなか土地がないということでございます。それで、今回、ようやくこの12.6ヘクタールの土地にめどがつきそうということでございますので、皆さんの御理解と御協力によりまして推進をさせていただきたいというお願いをつけ加えさせていただきまして、よろしく御理解をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 説明いただいてありがとうございます。ただ、最終責任がどこかというのをほとんど答えておられない。結局は市じゃないかなというふうに思うんですけれども、こうなると。

あと、土地が売れるという根拠、絶対にそんなものは根拠なんて出せないだろうなあというふうには思いましたけれども、一つ、うちを皆様方が見にみえて、そこを開発してもいい、多分大丈夫だろうというふうに言われたというふうに言われましたけれども、県の土地開発公社の実際の事業の実績調査結果みたいなものがあるんですけれども、岐阜県では5年以上保有しているというのが結構、49.4%という、額からいっての問題ですけれども、それから10年以上となると27.8%というふうにして保有額があるんですね。これは18年度です。この年度年度によって増減があるにしても、絶対にというふうなのは、こういう保有額5年以上、10年以上というふうなのを見ても絶対とは言えない。絶対というのは、こういうようなかけみたいなことなのか、どちらかわからない、でもというようなことをやるところかというふうなことが一つ疑問なんですけれども、そこはどうなのでしょう。

○議長（近藤輝明君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） 2番 堀田議員さんの御質問にお答え

したいと思いますが、先ほど言われました、絶対に大丈夫かと言われますと、先ほども冒頭から御説明を申し上げておりますように、まだそのやれるかどうかはわからなくて、企業さんへPRするという状況もまだできておりません。それで、最終的に企業があそこの土地を選んで買ってくれるのかどうかということでございますね。最近、金融機関のアメリカのサブプライムローンから景気が冷え込んでおるということでございますが、金融機関の関係で日本の製造業にも多少影響が出ておるといいます。しかし、日本の強みというのは、やはり製造業が世界一の技術を持っているということで、ただ、労働賃金の安い場所のできるものについては海外進出という企業が非常に多いわけでございますが、中部地区についてはトヨタさんを初め優良企業がありまして、日本の中でも経済的には割と順調よく今まで来たかと思えます。今後、それがどうなるかということについては、私も予測は不可能であります。

もう1点申し上げますと、例えば南濃町の258のところにニューギンさんが土地を買っていただいて、今現在、工事を着工していただいた事例がございます。あのニューギンさんのお話を聞きますと、やはり買ってすぐ工場が建つ土地でないと、幾らいい候補地があっても5年も先ですということであれば、それより買えるところを買っていくと。ニューギンさんも新聞紙上で出たと思いますが、たしか津島市で候補地があって、そちらが難しかったということで、うちがPRしたところ、あそこを購入していただいて入っていただいたという事例がございます。それで、そういうことも踏まえまして、やはりチャンスを生かしていくということが大事なかと。このチャンスはなかなか、海津市で10ヘクタール以上の土地がまとまるというのは、僕は難しいんじゃないかなというふうに現時点では思っておるところであります。

幸いにいたしまして地権者の方に計画概要をお話しして、協力いただけませんかというお話を既にさせていただいたところ、計画の同意はいただきました。ただ、それで買収が済んだとは思っておりません。土地交渉に当たっては、またいろんな条件が出てくるといいますので、本当に全部の土地が買えるかどうかということは、今私が大丈夫ですということは申し上げられませんが、市としてはそういうところを努力して、こういう規模の面積が出てまいりましたので、推進に向けて一丸となって努力をしてみたいということでございます。

ちなみに、多分海津市の中で既に企業立地してみえる中で10ヘクタールの一団地を持ってみえるところはないかと思いますが、10ヘクタールの土地の規模を買える企業さんであれば、土地も工場建設費用も結構高額になると思います。それだけの企業さんになれば、不況が来ても耐え得る能力のある企業さんが来ていただけるんじゃないかなという、甘いとおっしゃるかも知れませんが、想定をしておるところでございます。

ちなみに、市長からの提案理由にもございましたように、神戸町は7ヘクタール強だった

と思いますが、既にイビデン産業さんが購入をされまして、今、造成と企業の工事をあわせて推進をしてみえる状況というふうに聞いております。ですから、現在でもそういう7ヘクタール強のところでは優良なイビデン産業さんが進出されたということでございますので、今の予測では海津市にもきっと、10ヘクタール規模になればそれなりの企業さんがおいでいただけるのではないかなと。これが事業推進して造成工事まで仮に行けたとしたら、企業さんへのPRも十分させていただいて、優良な企業さんを県と一緒になりまして誘致、選定して、決定を早くしていただければうまくいくのではないかなというふうに考えておるところでございますので、100%の回答ではございませんが、そういうつもりで今推進をさせていただく予定でございますので、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 答えていただいていないのが、土地の所有者、これは当然売却したいというふうに言ってみるところと土地開発公社との関連についてどのように考えられているのかということが一つと、それから地盤の高さについては言われなかったのも、たしか20センチ角掛ける20メートルのくいを打ったというふうにお聞きしておりますけれども、そのゴルフ場のところが、実際にその20メートルというビルが7階建て、この20メートルって大変……。

〔「50メートル」と呼ぶ者あり〕

○2番（堀田みつ子君） 20メートルと言われませんでしたか、というふうに思いますけれども、その点は、その程度は大したことはないと言われるのかどうか。その二つをお聞かせいただきまして、一応私の質問は終わります。

○議長（近藤輝明君） 市長 松永清彦君、壇上にてお願いいたします。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） ギャンブルは市ですべきではないという御意見をいただきました。私は市長という立場でいろんな皆様方の御意見を賜りますと、親御さんから子供たちが働ける場所がないかという御意見を賜りまして、海津市の企業一覧表というのを作りました。海津市の中にもこういういい働く企業がございますよということで、これは先生方御存じだと思いますけれども、さらには先ほど申し上げましたように、企業誘致選任の担当者を置きました。そこには東京方面から、例えば10ヘクタール以上の土地がないかというような引き合いも何件か過去あったわけでございますが、それにもこたえられなかったということであります。

土地の所有者がどうであれ、その土地の価値をきちっと公正にしっかりした機関で判断をしていただき、その中で売買をするわけでございますので、堀田先生の御意見には、当然

公正に行っているということを御理解を賜りたいと思います。

それから深さという問題がございますが、これは土地の売買の価格と、そして工場を建てるときの価格との関連性があるだろうというふうに判断をいたしております。いかに安い値段であるところを造成できるか、そして企業の期待にこたえられるものをつくっていけるのではないかという判断をいたしているところであります。現に海津町で企業さんが来てくれましたけれども、そこは50メートルの基礎ぐいを企業さんが打たれたという話も聞いております。したがって、そこは総合判断であろうというふうに思っております。そういったことで答弁とさせていただきますと思います。

○議長（近藤輝明君） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 私が幾つか思っておったことが堀田議員から質問がありましたので、ちょっと判断が重複するかも知れませんが、幾つか質問させていただきたいと思いますが、まずもってこういった債務負担行為の議決がなされれば、企業誘致に向けて県の開発公社により事業が進められることとなるわけですが、本案件については私は反対をするという気持ちはございませんが、いま一度確認もしたい、疑問点も幾つかございますので。今の小野部長のようにだらだらと何を答えられたんやと、ああ、そうだったのか、そういう決めるのかというような答弁では私は納得できませんので、しっかりとお答えいただきたいので、二点ずつの質問をさせていただきますが、まずもって土地の状況から見ますに、用地造成をされるに当たり当然かさ上げをされると思う。あの高さではだめだということで、どれほどのかさ上げをされるのか、盛り土をされるのかということ。そういったことについて、また後からも質問させていただきたいと思いますが、そういったことも当然決められてかかるべきだという判断を私はしております。

次に、津屋川のあのあたりは遊水地ということを地元の人からも聞いておりますし、あれが埋められてしまったらと極めて憂慮される話も何人かから私は伺ったという、この1週間か10日の間にということも確認をしておりますが、そういった水等については、今説明があったが、公社がつくるとか、後の管理は市でとかというようなことを言われましたが、たとえばこれでよからうというようなことで工事が進められたあげくに、地域の最近のこういう集中豪雨のような格好で雨が多くなった、極端に降るような場合に、地域が悪影響を及ぼすようなことが生じた場合にはどのような手を、そういった万全の体制をとられるのか。

まずもって、この2点、ひとつはつきりとお答えさせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（近藤輝明君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） 9番 山田議員さんの質問にお答えし

たいと思いますが、土地の盛り土、それから津屋川の遊水地状況の関係につきましても、私もお話は関係の皆さん方からお伺いしております。そのときにお答えしていますのは、県の公社さんが現地を測量しまして、どれだけ盛ったらいいかというようなことも、遊水地の関係等も踏まえて測量してから詳細については御返事を申し上げますということでお願いしてございます。

それで、くどいようですが、そういうことをやるについては、どうしても土地開発公社と協定を結んでそういう作業を進めさせていただくと。協定を結ぶについては、7条で債務負担行為の保証の議決が必要ということで今回御提案をさせていただいたところでございます。

それからもう1点、協定書の第2条に事業の実施方法としましては、事業は市の要請により公社が自己の名において実施するという事で、公社がある程度の形でリーダーシップをとっていただきましてやっていただけるというふうに思っております。よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 今、小野部長の答弁に対して、またそれを言うておると、私一人になってしまってもいかんということで、また後ほどということで、次にですが、県がそういった公社がやられるということで心配はないと、そんなことも思っておるわけですが、あのあたりは河川敷に隣接をしておることから法的にはどういうふうで、普通一般には堤防の付近はそういったことができないということも私なりに聞いておるんですが、この場合は、県の公社がやるということになれば何もかもなくオーケーということになるのか、特別にそういった場合は免除される法律があるのか、私も今後の参考にさせていただきたいということからお尋ねをしたいと思います。

もう一つですが、先ほど来お聞きしておるが、企業誘致は何年度までにとか、つかみどころのない答弁が来ておりますので、いつまでにということにも、恐らく回答もできないということだろうと思いますが、海津市に、これこういうの今までの話に出ておりませんが、このような企業がぜひ進出したいということが、去る10日の全協の説明のところでも私お尋ねしたが、だろう、思う、そんなことばかりで、何らこれという結論を見出してこういうことを進めるというようなお話は聞けなかったんですが、あれから12日間、日にちがありますが、海津へぜひ、これだけの敷地を準備してくれたら、A社、B社、C社がぜひ進出したいというような申し出があるのかないのか。先ほど市長が過去には優良企業、優秀な大企業が進出したいという話もあった、いつごろのそれは話であったということは私も定かではないわけですが、それともう一つは、県にそういった海津市に進出がしたいと、直接海津市じゃなくて県の方へそういった申し出等があるのかないのか。そんなことも私は、ある程度が目

安というか、そういったこともつかんでおけたらと思ってお尋ねしますが、そこらについては段取りや準備はできておるのかどうか、お願いします。まず2点。

○議長（近藤輝明君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） まず、山田議員さんの第1の河川の関係につきましては、当然河川に隣接しますので、事業を着工するという計画の段階には河川法に基づく河川管理者への協議が必要になると思います。

それで、あと協議が必要と今考えておりますのは、国道に接続しますので搬入・搬出路については国道協議、それから近鉄養老線といいますか、今、上部は第三セクターになりましたんですけども、下の所有権は近鉄株式会社が持っておりますので、ここにつきましても既に開発をしたいということで事前協議はさせていただいて、御協力をいただけるという口頭の協議は進めております。

あとは谷がございますので、その四方に囲まれておりますので、それぞれ必要な法律に基づきまして必要な箇所へ協議をして、実質的には開発を進めていくことになろうと思います。

それから二つ目につきましては、企業名を明かせということでございますが、現在、県の企業誘致立地課にはいろんな情報が入ってきております。それで、私がこれは不明とか、詳細についてはわからない、3,000坪とか2万坪とか、いろんな企業が多種多様に来ておるところでございます。今、県からお伺いしておりますのは、工場で岐阜県へ来たいというのは23社ほど、固有名詞はちょっと申し上げられませんが、よろしくお願いします。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 23社、県には来ておると、我が市には今のところはないという判断をさせてもらってよろしいということですね。説明がない限りは、そのような今状態という私は判断をさせていただきます。

先ほど来、小野部長から、ぜひとも市と公社と一体で進めていきたい、さらには10ヘクタール以上の土地を確保するようなところはもう見当たらないと言われたんですが、海津市内にも、つい最近1億3,000万余りで購入した本阿弥池等の5町余りの土地もあるということで、そのあたりの農家も非常に、皆さん農地は、言い方がおかしいが、持ちかねほいておるというような状態の農家がほとんどです。そういったことを小野部長は、こちら方面で当たられたのかどうか。全くないような言い方をされるが、その点についても思いだけで言うておられるような気がするし、海津市有の土地をもう少し有効利用をし尽くしてから、これから学校とか幼稚園なんかの敷地もことごとくあいてくるということも考えられますので、統合した場合には、その土地を遊ばせておくということとはとんでもない話で、そういったこと

を優先的に、あくまで大企業に限らん、有効利用をするような考えはあるのかなのか。それもこの席で御説明をいただきたいと思います。

なお、なぜそんなに急がれるのか、私は一番疑問なんです、それが。去る9月10日の全員協議会に突然これを出されて、きょう22日にはぜひとも議決してもらいたいという説明ですが、なぜということになったら、こんな説明はされました。県下で3ないし4自治体が、堀田さんも先ほど言われたと思うんですが、申し出があると。それに乗りおくれると後回しとか、いつのことになるかわからんという説明ですが、この時期を絶好のチャンスと言われたが、このような社会情勢の不安定なときに、慌ててそんな大きな負債を抱えなきゃならんような我が市の財政状況ではない。それに合わせて企業は縮小縮小、さらには倒産が相次ぐ近時点でこのような、先ほどばくちとか何とか言われたが、そういったことについては私も大ばくちというようなことは控えまして、冒険という言い方をさせていただきたいんですが、なぜそのような冒険的な、非常に私は危険を伴うと、極めて危惧をする一人でございます。そんなことについてちょっと説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（近藤輝明君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） 9番 山田議員さんの質問にお答えしたいと思います。まず10ヘクタール以上の土地ということで、現時点ではということで申し上げましたので、今後、それが出てくるかもわかりません。今おっしゃいましたように、市有の土地も6ヘクタールだったと思いますがありますので、そのほかに今言われました万寿新田の方の土地もございます。あれもたしか池も含めて8ヘクタールだったと思いますが、あとは現在優良農地ということで、農水省の事業で国営、県営等の事業が高須輪中につきましては整備されたということで、その優良農地を転用していくというのはなかなか難しいというふうに聞いておるところであります。

それから、なぜ急ぐかということで言われましたんですけども、確かに皆さん方に御報告でお願い申し上げましたのは前回の全協ということでございますが、我々事務屋の段階といたしましては、ある程度めどが立たないものについて皆さん方に御報告申し上げるわけにはいかないということで、事務として県と私どもと協議をいろいろ重ねてきたと。なおかつ、8月末に地元の関係者、特に地権者の方におろさせていただいて、計画の推進について御協力をいただける態勢がある程度市では整ったのではないかなということで、それまで我々努力をさせていただきましたので、皆さん方に御報告申し上げまして次のステップへ移っていきたいということで、公社との提携に必要な債務負担の保証の議決を今回お願いしたわけでございます。そういう経過がございますので、まことに皆さん方には申しわけない話でございますが、いきなりということもおっしゃるわけでございますが、そこへ来るまでには相当

協議を重ねて今日まで積み重ねてきた現実もございますので、その辺も御理解と御協力をお願いします。

〔「議長」と9番議員の声あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君の本件に関する質疑、質問は既に3回になりましたので、会議規則……。

○9番（山田 勝君） 休憩前にそれ約束したがね、質疑を認めるということで。であつたら、休憩して全員協議会に切りかえてやるべきやないかね、これ。そんな安易な問題かね、これ19億になんなんとするような金額の問題だが、議長は認めると言ったがね、特別に、今回はこの件は。

○議長（近藤輝明君） 56条の規定によって発言を許可しません。ルールは3回でございますので。

○9番（山田 勝君） ルールは3回やけど、それ以上の質疑があるがと言ったら認めるということやったがね、休憩のときに。

○議長（近藤輝明君） 3回ということは認めますが、それ以後は認めませんので、これは。

○9番（山田 勝君） なら、話にならんのだ。とにかく、じゃあ、もう一、二回やらせていただきますので、私はそういう解釈で。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 9番 山田勝君の本件に関する質疑、質問は既に3回になりましたので、会議規則第56条の規定によって発言を許可しません。

○9番（山田 勝君） 約束が違う、それは。

○議長（近藤輝明君） 3回まではルール上でよろしいでございますけど、もう既に3回ということでは許可いたしません。

他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） では、私も三、四点、ちょっとお尋ねをいたします。

まず1点でございますけれども、非常に素朴なことをお尋ねいたしますけれども、この基本協定書に出てくる岐阜県土地開発公社は、いわゆる人格といいますか、法律的にいう、あるいは法人格なのかどうなのかわかりませんが、これは人格は自治体なのか何なのかということをまず一つお答えをいただきたい、こんなふうに思っております。

それから2番目につきましては、この債務負担行為の20年度から23年度までということで、先ほどから売れなかった場合はどうだとかこうだとかいろいろな心配事があるわけでありま

すけれども、この債務負担行為は、つまりこの23年度以降の延長はあり得ないのかどうかということでございます。それは第1条で事業期間としては20年度から23年度までということで、それでこの13条で第1条4号の期限が過ぎたときには、要するに借入金利息相当額を負担するものとなっております。となりますと、この債務負担行為は自動的に切れますと、元金の保証というのは公社がやっていただくということで、その利息分だけ補てんすればいいという解釈でいいのかどうか。つまり、そうなりますと、要するに非常に市としてはリスクが少なくなるというふうに思っておりますので、その点のこれは確認をさせていただきたいと思います。

それから、最初に質問した公社の性格によりまして、あるいは企業立地特別法等の制度によりまして、つまり用地の取得に関することでありますけれども、当然税制上の租税特別措置法等の優遇措置があるのかないのか。それによって随分、やっぱり土地を売ろうかと考えてみえる方々には非常に関心のあることではないかというふうに思うわけであります。したがって、この土地の取得方法、当然県の土地開発公社が買われるというふうに思っておりますけれども、その場合の税制上の恩典があるのかないのか、あるとするならば法的根拠はどうなるのか。

そしてさらには、企業を誘致した場合、譲渡税、取得税、いろんな問題等が出てまいりますけれども、当然買うときに恩典があれば、私は売るときも恩典があるのかなあと。そうなってくると、その部分も非常に経費的に安く済むのかなあとというふうな思いをいたしております。

その三つの点について具体的にひとつお答えをいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（近藤輝明君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） 6番 永田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず第1点の公社の位置づけでございますが、岐阜県土地開発公社は公共用地の拡大の推進に関する法律に基づき、あらゆる事業を円滑に推進をされております。特にこういう事業目的に設立された特殊法人で、長年にわたり培われた専門的なノウハウを活用して、この海津市の工業団地についても御協力をいただけるということでございます。

続きまして、第2点の20年から23年という期間でございます。これは現段階の期間ということでお考えをいただきたいと思います。今、県と市がスケジュールを組んでおりまして、土地の買収とかいろんなことで流動的な部分が若干あるかと思います。それで、現在、債務負担の保証の議決をいただきました金額等が変われば、またその時点で事業内容等もよく精査をいたしまして変更は出てくる可能性がございますので、この期間、事業費等につきまし

ては、現時点の金額ということでお考えをいただきたいと思います。

次に土地買収の税の優遇ということで、公共事業とはいえ公社でございますので、租税特別措置法の関係じゃない税の優遇措置、たしかあれば1,500万控除、お1人につきということで、現時点はそれで伺っておりますので、買収のときには地権者の方にそれを申し上げて、御理解いただいて売却を推進したいということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） 1番目の特殊法人でございますけど、私は何でこれを一生懸命聞くかというと、この法人格によって税のいろんな恩典やら、いろんなことが私は働いてくると思うんで、特殊法人とは何ぞやということになるんですけど、要するに法務局等にそういう特殊法人という人格の届け出がしてあるという解釈でよろしいでしょうか。

そして、当然その出資金の何がしか、大部分か全部かわかりませんが、岐阜県という解釈でいいのかどうか。それも間違っておれば間違っておる、そうだとすることであればそのようにお聞かせをいただきたいと思いますし、岐阜県であれば皆さんが心配するようなつぶれることもないのかなあというような思いもいたしておりますけど、ちょっとそれは言い過ぎかもわかりませんので、そのことは私の思いであるということだけひとつ御理解をいただきたいと思います。

それから、先ほどの債務負担行為の平成23年度までということでありますけれども、それは現段階ではということでありますので、当然全体の事業計画がはっきり定まるまでは、おのずと総事業費というのは特定しにくいということからそういうような判断であろうかと思うんですけども、そういった部分についても、私はこの4年間で本当にこんな大事業ができるのかなあという逆に思いをいたしておりましたので、この部分についても、きちっとこの協定書の中にそういう部分については、どこかでまたそういうことは見直しができるという内容のものが一項盛り込まれておるわけでありますね。だから、あくまで現在の段階としてはこの18億何がしかでありますけれども、将来はふえたり減ったりすると。ただし、延びるときにはこの13条の適用はなくなって、つまり債務負担行為のある、この23年が例えば24年、25年になった場合には、この13条の適用はそれまではないという解釈でいいかどうか、これも念のためお尋ねをしておきたいと思います。

それから税の問題については、先ほど1,500万ということは自治体による公有地拡大法による1,500万控除ということで、それは適用されるという解釈でよろしいわけですね。これは1年に1回ということでもいいわけですね。この公有地拡大法は、例えば毎年同じ人が、これ極端な言い方ですけど、1年に1回の1,500万控除という解釈でいいかどうかだけ、一応参考にお答えをいただきたい。ということは、要するに地権者の方にできるだけ有利な形で、

私はもし土地を譲っていただくということならば、やっぱりそういったことも行政としては考えながら用地の取得もしていただきたいという思いからこういった質問をさせていただいておりますので、その点についてもひとつできればはっきりとお答えをいただきたいと、こんなふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（近藤輝明君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） 6番の永田議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、法人等の関係につきましては、永田議員さんがおっしゃったとおり、特殊法人で登記もされておりますし、出資者は岐阜県でございますのでつぶれることはないと思いますし、今、事業拡大をしてみえますので、岐阜県の企業誘致課等とも連携を密にして事業推進をしてみえますので、企業を選定するのにも非常に優位に働くというふうに考えております。

それから13条でございますが、これは議員さんおっしゃったとおり、協定で結んだ年度を超えた場合ということで借入利息相当額だけ負担するというので、元本については、いずれにしても企業用地として企業へ売却されますのでそこまでは要求がないと思いますし、先ほど言われましたように、23年まで現在の協定を結ぶわけでございますが、その変更につきましては、16条で疑義が生じたときには市及び公社が協議の上定めるということで、基本協定の変更を結んで、期間、額等について変更できるという条項になっております。

それからもう1点、税のことににつきましては、言われましたとおり、公共用地の先行取得ということで1,500万、これは税務署協議を、買収主である県土地開発公社が相手方の氏名、金額等を申請して税務署の許可をいただいた条件で適用になるということでございます。今言われた細部の条件については、税務署へ申請した段階でできるだけ地権者の方に優位に働くようにはしたいと思いますが、税法がございまして、税務署がだめとおっしゃった場合は適用除外になる可能性があるかもわかりません。ちょっとまだ金額もわかりませんし、税制に基づいて適切に処理をさせていただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） 今の部長の答えで大体わかりましたんで、とにかくしっかり前向きに、私は企業誘致は大賛成でございますので、積極的にひとつやっていただきたいと同時に、皆さんが心配されるように大丈夫なのかという部分については、この協定書の中でしっかりと公社と話をさせていただきながら、この協定書に基づいて粛々と私は進めていただけたらというお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 16番 水谷武博君。

○16番（水谷武博君） 過日の全員協議会でもいろんな意見、そして質問をさせていただきましたが、きょうの本会議で判断をさせていただくということを全員協議会のときに述べさせていただきましたが、今までいろんな議員の方が質問、そして答弁をなされました。ただ、もう2点ほどお聞きしたいんですが、私の決断として今のところ、これのきょう採決があるものと思っておりますが、最終的な判断をしたいと思いますので、市長並びに執行部に、二、三点お尋ねをいたしたいと思います。

まずもって自主財源の確保、そして雇用対策として工場誘致をするということは総論では大賛成でございます。それを前提としてお聞きいたしますが、きょうお示しされました工業団地開発事業に関する基本協定書というのは、先ほどお聞きしておりますと、神戸、恵那、多治見、関市等など、このような前例があって今回も公社との協定書を結ぶということでございましたが、その中でまず1点、先ほど述べられた神戸、恵那市、多治見、関でございますか、その中の状況というのは、こういう開発公社と協定書をつくって、今現況、おおむねで結構でございます。おおむね成功しておるのか、どこかで失敗例があるのか、それをまずお尋ねを第1点したいと思います。

それから2番目には、この協定書を読んでおりますと、第3条の中に、私はここが一番大事であろうかと個人的に思っております。その第3条の(1)企業誘致については主体となって強力にこれを推進することとしということは、これは市が企業誘致については主体となつてということだと私は思いますが、その第3条に市はと書いてございますのでそのとおりだと思いますが、私はこれ、まさに先ほども言いましたように総論で大賛成でございます。そうということで、私が申し上げたいのは、いろんな議員から御質問もございました。それに答弁もございました。おおむね納得しております。

最後に市長に申し上げますけど、先ほど堀田議員の話にもございまして、市長が登壇されて答弁もございました。この最後に一番大事なことは成功することでございます。まさに今、こうしてきょう提案をされたということは決断をされたわけでございます。そして、これが議会できょう通れば実行されると思います。そして最後に、これは責任を伴うことでございます。執行部も当然、議会としてもこれが可決されれば責任を伴うわけでございますので、最後になりますけど、市長、その辺のさらなる市長の、きょうの提案説明も聞きましたが、その市長の決断を、自信のほどを、もう一度この場で確認をしたいと思いますので、市長の決意、自信のほどを議会に向かって言っていただければ、私は最終判断をさせていただくと思います。

○議長（近藤輝明君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） 16番の水谷議員さんの質問にお答えし

たいと思います。

私が聞いておる範囲では、現在、協定を結ばれている関係4地区の市町村につきましては、県と協力し合ってやってみえるということで、徐々に進んでおると思います。

それで、その細部について、どこが何%ぐらいというようなことについては、ちょっと詳しくそこまでは聞いておりません。それで、どの状況でも小さな問題はあると思いますが、どうしても困ってとまってしまったということは現在聞いておりませんので、多分県さんについては、それぞれ用地とか事業、いろんなプロフェッショナルの方がおそろいですので、問題が出てその辺の解決方法を見つけ出されて推進してみえると思いますので、海津市の今度の工業団地についても、そういう御指導もいただけますので、市としては県の開発公社と協定を結んで、ぜひとも県の知恵もおかりしながら推進をさせていただけることが、より早く現実的に企業誘致ができるんじゃないかという考え方もございますので、よろしく願いします。

○議長（近藤輝明君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 水谷議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

これを提案させていただいた以上は、やはり海津市総合計画の中にもうたっておりますけれども、元気な海津市を創造していくということを市民の皆様方とお約束をいたしておりますので、これは市長が先頭に立って進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それで、きょう、山田先生から少し早いのではないかとのお話もございましたけれども、これはタイミングというのがございまして、いかに安く造成するかということも一つポイントになっておりまして、そういったことも含めて本議会に提案をさせていただき、御理解を賜りまして積極的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 4人目になりまして、それぞれの分野でお尋ねになりましたが、法律用語の解釈等についてお答えをいただきたいと思います。

基本協定書は、基本協定書として取り扱いをする。それで、今回の債務保証で基本的な分野で心配なのが、先ほども県の関係の公社ですのだからなくなることはないであろうという想定をされました。しかしながら、県は古田知事が次は600億の歳入欠陥が起きてくる、いわゆる非常に厳しい状況の中で公社とてもなかなか大変だろうと思います。で、基本財産を調べてみましたら500万しかありません。事業を推進していくと、地方行政をお願いをして、こ

ういった契約を結んで、その地域の潤いを保っていく。今回の方法としてはやむなしかなあと、いわゆる公拡法の中にそういった手続の問題もオーケーと書いてあります。ただ、今回のこの件については、積み上げ方式の金額としてはアバウトであるという言い方しかとれません。この中で代行買収をお願いしたのかどうか、その確認をしたいと思います。

それから、公社の中に業務とその執行内容について掲げておりますが、その特に条文でいきますと、公社の第3章、この辺の判断をいかがとられたか。三つの主なる仕事を書いてあります。それをどう判断したのかどうか。

次に、第19条、ここの中に「業務方法書」という言葉が載っております。これについてはどういう取り扱いをしておったか。

最後に、96%とおっしゃいましたと思いますが、地権者同意は全協では100%とるように私はお願いしたつもりです。今後の対応についてお答えください。

○議長（近藤輝明君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） 17番 星野議員さんの質問にお答えしたいと思います。ちょっと質問の事項で代行買収という御発言があったんですけども、代行買収の……、申しわけございません、ちょっと私の理解が不足しておりまして、買収につきましては、県と協定を結んで、土地代というのは土地開発公社が売買契約を結んでやっていたと。地権者との交渉については、主に市の方が交渉、公社さんも助けていただくということになると思いますが、交渉を重ねていくということで、買収は県公社さんに資金から登記までお願いできるというふうに思っております。

それから次に第3章の関係ですが、これは書いてあるとおりで、この中の業務について、市、公共団体が依頼したものについては、それぞれ公社の判断で公社の執行機関である理事会等にかけて決断していただいて、それぞれの案件について業務の範囲を決めて受託範囲を決めていかれるというふうに思います。

それから19条の業務の関係ですけれども、ちょっと申しわけございません、基本的事項は定款で定めてあるということで、そのほかに業務方法書というのを公社さんが持ってみえますので、その決められたものについて業務を粛々と執行していかれるということだと解釈します。

それから、最後に地権者の同意、100%ということをおっしゃいましたが、確かに私も将来買収をしていくということですので、企業同意、計画同意ということで今いただいております。それで、あと同意をいただくために、これからは市としましては努力をして、できるだけ早い時期に御理解が賜れる形をとっていきたいというふうに考えておるところでございます。それについては今後も努力をさせていただきますので、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 代行買収という言葉が非常にまずかったかなあと反省しておりますが、いわゆる海津市が将来の企業立地について、あの場所を特定して、県にお願いをして、県公社が、いわゆる説明の中にあったように海津市には公社がありませんので岐阜県がその役を担う。だから、この基本協定書の第4条に協力するものと書いてありますので、それは仕事としては海津市が担う部分であろうと思います。結局、お金は県の公社が出しますので代行買収という言葉はまずかったのかもわからないけど、それに近いような形になるのかなあとという判断でお尋ねをいたしております。

ただ、先ほど3章についてお尋ねをしたのは、ここの中に借地借家法というのが出てくるんです。いわゆる公拡法に基づいて県が設立した土地開発公社がとりあえず用地を購入して、先ほどの説明によると付加価値をつけて転売するような、誤解を招くような言葉じゃなかったかなあと。土地は貸すことはできても転売することは、以前もどこかの首長さんにおしかりを受けられた例もあります。だから、判断を間違うとこういった事態になりかねない。いわゆる公社の性格というものを、やはりもう一回海津市も検討し直して契約をするというのが大事であろうと思います。

もう一つは、先ほど岐阜県の公社の存続について少し不安があると申し上げておりますが、この中で今回の債務負担行為の一連は債務保証、保証債務ということになります。倒産したら、海津市が全額負うことになりますが、求償権はどこかにうたってあるんでしょうか。いや、そんなことは絶対ありませんという保証がどこかにあるんでしょうか。そういったものは今回の想定の中に入っているんでしょうか。

それから、先ほどお答えをいただけませんでした。この金額18億9,832万6,000円、この根拠たるものの明細書を後日でよろしいが配付を求めたいと思います。よろしく願いを申し上げます。

○議長（近藤輝明君） 産業経済部長 小野清美君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） 代行買収のことについては了解いただいたということでよろしいですか。

そうしますと、あと3章の業務及びその執行の中で次の業務を行うということ、(2)の方の多分住宅用の造成事業地域開発のためにする内陸工業用地流通団地及び事務所等の、この辺の文書の中に借地借家法第2条第1号に規定する借地権を設定しということであろうかと思いますが、この辺の借地の関係の御質問だと解釈をさせていただいてよろしいでしょうか。これは、公社につきましては多種多様の事業を行ってみえます。例えば国道の関係とか、今、工業団地以外のものもいろいろ行ってみえますので、それぞれの範囲でそれぞれの規定に基づき行っていられると思っております。

それで、今回の海津市の工業団地については、その執行に当たり公社の中で適切な該当法に基づき処理が願えるというふうに聞いておりますので、その辺のところにつきましては、市の担当の私からの御答弁はちょっと、公社ともし必要があれば協議をして、後日、御回答を差し上げたいというふうに思います。

それから金額につきましては、当初から御説明を申し上げておりますように、現時点で現地の測量とか、そういうことを一切行わずに、図上の概算ということで金額をはじいていただいております。それで、協定を結んだ暁には、多分この範囲内でいけるだろうという前提の上に、公社の今までいろんな他地区をやられた経験からこの金額をはじき出されたということでございます。

あと資料につきましては、細部を提供というお話がございましたが、ちょっと返事は即答を避けさせていただいて、県の開発公社の方と内容等、議員さんの御要望等を申し上げて、調整をさせていただいて、その後の協議の結果において提出できるということであれば御提示をさせていただきたいということで、現時点はそういう返事で申しわけございませんが、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔発言する者あり〕

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） すみません、もう一つ落としておりました、公社の9条規定で公社がつぶれた場合という設定で御質問いただきましたんですが、確かに岐阜県さんも財政再建に向けて、これからいろんな行動計画を立てられる基本方針が出されたと思います。しかし、県の土地開発公社につきましては、現在私が情報で聞いておりますのは、県下各地でこういう企業誘致を進めるに当たり、工業団地を造成することが将来の岐阜県の地方財政にも貢献をするという一助がありまして、積極的に現在の知事が推進をしておみえになられますので、その現時点から考えると、公社がなくなるというようなことは、私は今の時点では考えにくいというふうに思っております。もし、公社が財政困難になった場合は、岐阜県が出資をしておりますので、それ相当の県の支援もあろうかと思っておりますので、ちょっと回答にはならないかもわかりませんが、そういう基本的な現在の考え方で推進をしていきたいと思っておりますのでお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 全協での説明から、私なりにいろんな資料をあさってまいりました。先ほど業務内容について触れましたが、国道等の公有地取得についてはおっしゃるとおりです。しかし、代行買収の話をさせていただいたのは、あっせん事業というのが載っておるわけなんですね。あっせんとは何ぞやと、いわゆる頼まれたことをその人にかかわって行うことをあっせん事業と私は判断をしたわけです。だから、借地借家法の適用は大丈夫ですか。こ

の公社が行っておることは地方行政として正しい選択であるかどうか、これを調査されてはいかがですかと申し上げておるわけなんです。

次に、保証債務の話をしていただきました。これは自分なりの判断でいくと、お金をお借りされる人の連帯保証人がこの場合でいくと海津市かなあと。お借りをされた人への求償権、これは民法上の話として当然あるわけなんです。私の図書では民法第446条以下にこのことについて書いてあると述べております。したがって、つぶれない、大丈夫であろうという想定のもとには信頼せざるを得ないだろうと思いますが、あくまでも現時点の想定です。国際的には非常に厳しい時代を迎えて、減収・減益の企業も当然今の時期は出てきております。そういったことを踏まえてそういった権利の主張を、やはり債務負担行為を起こす以上、私はどこかでお約束をいただかないと、何か起きたときにだれが責任をとるか。やはり海津市の市民が責任を負うことになるんです。市長はこの事業を推進したい、議会も同意をした、でも最終結論としてはそこへ行ってしまふ、そういったことは考えなくてよろしいかと申し上げておるわけなんです。それだけお答えください。

それから資料の件につきましては、当然議会にお出しになったんですので公社の責任じゃありません。この金額をこの議会が認めていくわけなんです。だから、当然バックデータとしかるべきものがあって当たり前という認識のもとにお願いを申し上げますので、早急に御返答賜りますようお願いを申し上げます。

以上、議長、1点だけ、求償権の民法上の問題をどうするか、これについてお答えください。

○議長（近藤輝明君） 副市長。

○副市長（水谷敏行君） 星野議員の求償権の関係でございますが、これは県の土地開発公社が行う借入金に対して市が債務保証をするということでございまして、したがって、土地開発公社と市の関係で求償とか、そういった法律関係は発生しないというふうに理解しております。公社の債務を市が保証する、いわゆる債務保証でございまして、これは連帯債務ではございませんので、当然一時的には返済義務は公社の方にあるということでございます。

それから公社につきましては、県が全額出資しております公拡法に基づく特別法人で、基本財産が500万円しかないことを危惧されておりましたが、県が出捐しているこういった公益法人、特別法人につきましては、ほとんどが500万円の基本財産でございまして、そういった事情もお含みおきをいただきまして御理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

〔「議長、追加をお願いします。今の答弁に対して私の意見を申し上げていかないと」と17番議員の声あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 想定の話は以前も私がしました。県が来年は600億の歳入欠陥が起きますと古田知事はおっしゃっているんですよ。もし、最悪の状態を考えて一時的には立てかえなきゃならんというお言葉の中で、それじゃあ、一時的に返したものは返ってくるか。連帯保証人に返ってくる可能性は、土地はありますが、債務は戻ってこないと思います。これは意見で申し上げて大変恐縮ですが、その辺をもう少し慎重にこの件については審議をして公社との契約を結ばれんことを願う。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論される方は壇上にてお願いします。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

2番 堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

○2番（堀田みつ子君） 議長のお許しを得ましたので、議案第76号、一般会計補正予算の反対討論を行いたいと思います。

岐阜県土地開発公社事業資金借入金債務保証について反対の立場で討論を行います。

私としても駒沢大学の教授が「中小企業発展のかぎは、地方自治体が地域の特性、歴史の固有の資源などを踏まえて地域の核となる産業の振興政策をつくること」とインタビューに答えておられる記事を注目いたしておりますし、また市の総合開発計画策定に伴って行われたアンケート調査による工業に関する施策の力点についての質問に対して、企業誘致の推進が39.6%と最も多かったことなど、中小企業対策の重要性は認識しております。しかし、経済の右肩下がりの状況下、本当に企業を誘致してこられるのか。関市の工業団地が完売したからといって海津市で同様に売却できる根拠は何なのかといった疑問がわいてきます。

議員研修で関市のテクノハイランドを視察研修しましたが、関市の担当課の説明では、企業が求める条件として、第1に地盤がかたいこと、第2に複数箇所からのアクセスが可能な交通網というように乗り越える高い条件がついています。

売却できるとは限らないなどのリスクを負ってまで、県の土地開発公社に約19億かけて土地開発をしてもらい工業団地をつくることに対して疑問を抱くものです。そうした債務の保証をすることに納得できません。

土地開発、企業立地について海津市管内に重点促進地域として5ヵ所ありますが、それぞれの土地は法人や個人の所有で、市は仲立ちというように公有地にしない方法があると考えます。なぜそうしなかったか、疑問があります。最低、市のリスクを最大限回避してもよいのではないのでしょうか。なぜロイヤルゴルフ養老の土地を含めた12.6ヘクタールを県の土地

開発公社を通じて購入、開発をする必要があるのでしょうか。

土地開発公社との協定書も全協での説明の折には何も提示されませんでした。さらに議案が提案され、資料要求をして初めて提示されるものの、その日のうちの採決といった性急な審議過程にも納得できないものがあります。

この問題は、地方自治体の本分とは何かということが問われる問題でもあると思います。市民の福祉の増進を基本にすることこそ本分と考え、この議案に反対したいと思います。ありがとうございました。

○議長（近藤輝明君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

4 番 川瀬厚美君。

〔4 番 川瀬厚美君 登壇〕

○4 番（川瀬厚美君） 議案第76号の賛成討論を行います。

議案第76号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第3号）について、原案に賛成するものとして賛成の討論を行います。

本補正予算につきましては、工業団地として整備し、企業誘致することは、地域の活性化、市財政強化につながり、将来にわたり持続可能な地域社会を創造していくために必要不可欠な事業の予算と確信するものであります。よって、議案第76号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第3号）の原案に賛成するものでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（近藤輝明君） ほかに討論ありませんか。

9 番 山田勝君。

〔9 番 山田勝君 登壇〕

○9 番（山田 勝君） この議第76号についてでございますが、私の思いが十分、執行部とのやりとりができないということも、議長から発言をとめられたということも含めて、我が市の財政状況でこのような見通しのないと思われるような大冒険は、決して認めることができません。発言もとめられ、十分な質疑もなく、わずか12日間で賛成はできません。しかるに、皆さんの意見をお聞きするに、かなり工場誘致等には賛成の意向も発言されておりますので、私なりに百歩譲っても、この案件は継続審議とすべきだということを強く感じております。当然冒頭に申し上げたように、私のこれから肝心なことをお尋ねしようと思ったところがとめられたということも含めて、この案件についての反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤輝明君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第76号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すること
に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤輝明君） 起立多数です。よって、議案第76号 平成20年度海津市一般会計補正
予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号 海津市議会議員定数条例の制定について

○議長（近藤輝明君） 続きまして、日程第20、発議第3号 海津市議会議員定数条例の制定
についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

提出者、17番 星野勇生君。

〔17番 星野勇生君 登壇〕

○17番（星野勇生君） 御苦労さまでございます。

発議第3号として、内容の朗読をもって提案理由としたいと思います。

平成20年9月22日、海津市議会議長 近藤輝明様。提出者、海津市議会議員 星野勇生、
賛成者、海津市議会議員 山田勝、賛成者、海津市議会議員 西脇幸雄。

海津市議会議員定数条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

海津市議会議員定数条例、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により
まして、海津市議会の議員の定数は、18名とする。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めてその期日を告示され
る海津市議会の議員の一般選挙から施行する。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（近藤輝明君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから順次、質疑、採決を行
います。

発議第3号 海津市議会議員定数条例の制定についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） この議員の定数については、議員定数等検討委員会が議長の私的な
諮問機関として設置されました。この委員会の報告書自体はきちんとした形で議会に残ると
いうふうではないと思いますので、たまたまその検討委員会の委員長である星野議員が提案
者でもありますので、委員長報告書をできれば朗読していただければありがたいなと思って

おりますのでお願いします。

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 希望がありましたが、本日提案をさせていただいたのは私個人であります。報告書は、当日、議長にあてさせていただいた時点で検討委員会の役割は終わったと。したがって、全員に配付をさせていただいておりますので、それでお読みをいただいて御判断をいただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） こうした検討の過程みたいなものを本当に期するために、じゃあ、私、ここで読んでよろしいんでしょうか。

○17番（星野勇生君） それはおかしい、文書になっておる。

○2番（堀田みつ子君） では、議長、これを報告願えますでしょうか。

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君、既にその件は報告済みということであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤輝明君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） たまたま私、議会だよりの編集の方もさせていただいておりますので、どのように扱ったらいいかなあというふうなことも含めまして、やはりこうしたことを中身も含めてお知らせしたいなと思っておりますので、では、報告されたということでこれを取り扱ってよろしいということですね。

○議長（近藤輝明君） ただいまの件は、利用しようという場合には申し出をしてください。

○2番（堀田みつ子君） 今、申し出をしたんですけれども、違うんですか、今のは申し出ではないんですか。

この中身を、例えばそういう表に出すということはしてよろしいかと、公の広報を使って、議会だよりとか、そういう意味です。

○議長（近藤輝明君） その都度協議をさせていただきます。

○2番（堀田みつ子君） わかりました。

○議長（近藤輝明君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論される方は壇上にてお願いします。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

2番 堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

○2番（堀田みつ子君） 議長の発言のお許しがありましたので、議員定数の削減に反対の立場で討論したいと思います。

議員の定数については、多様な市民の声を反映するために法律で定められております。海津市の法定定数は26人とされております。現在、その数を6人減らして20人というのが海津市の議員の定数です。海津市は、3年半前に平成の大合併で3町が一つになりました。その時点で各町の議員数の合計が40人から20人と半分に削減されているわけです。1人の議員に対して大人から子供まで入れての人数ですが、平均でおよそ2,000人の市民の要求を反映していくことになるわけです。それまでの議員1人に対して1,000人から2,000人と倍になり、2,000人と一口で言ってしまいますが、大変重く、相対していくには本当に多くの方々だと言ってよく、法定定数の26人まで増員といったことも考えてよいくらいです。

今、人口減少、財政が問題となっていますが、特に急激に海津市の人口が減少したわけでもないので現状維持がベターな選択だと考えます。財政を問題にするならば、定数を維持して多様な市民の声を反映することを第一義として考えますと議員報酬の引き下げもやぶさかではなく、選択するならば、あえて議員報酬の引き下げを選択したいということを申し添えて反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（近藤輝明君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

9番 山田勝君。

〔9番 山田勝君 登壇〕

○9番（山田 勝君） 発議第3号の賛成討論をさせていただきます。

発議第3号 海津市議会議員定数条例の制定について、原案に賛成するものとして賛成の討論をただいまより行います。

議員定数については、昨年12月に設置した議員定数等検討委員会、議会運営委員会及び議会全員協議会において議論を重ね、それらの中で合併時に半減したこともあり、現状の20人とするのが望ましいと。また、一方では、海津市自治会連合会からの要望の一端として、事務事業の見直し、それに経費削減であると思われます。この考え方に賛成の意見も出されました。

このような議論の末、各種状況を総合的に検討した結果、適切な行政チェック機能を有する三つの常任委員会運営の見地から、2名減員の定員18名とすることが本議会における適正議員定員であると確信をするものであります。よって、発議第3号 海津市議会議員定数条例の制定について、原案に賛成するものでございます。

以上、賛成討論といたします。終わります。

○議長（近藤輝明君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君） これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

発議第3号 海津市議会議員定数条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤輝明君） 起立多数です。よって、発議第3号 海津市議会議員定数条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号 基幹農業水利施設の整備等に関する意見書について

○議長（近藤輝明君） 続きまして、日程第21、発議第4号 基幹農業水利施設の整備等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

4番 川瀬厚美君。

〔4番 川瀬厚美君 登壇〕

○4番（川瀬厚美君） 基幹農業水利に関することについて申し上げます。

発議第4号、海津市議会議長 近藤輝明様。提出者、海津市議会議員 川瀬厚美、賛成者、海津市議会議員 浅井まゆみ、賛成者、海津市議会議員 松岡光義。

基幹農業水利施設の整備等に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

基幹農業水利施設の整備等に関する意見書。

岐阜県の最南端に位置する高須輪中地域は農用地面積3,030ヘクタール、うち水田2,545ヘクタールで、転作作物として小麦・大豆を940ヘクタールを栽培しており、全国でも有数の先進的農業地域として、安全で安心な食料を安定的に供給するだけでなく、環境保全等の多面的機能の発揮などを通じて、住民の生活や地域社会の健全な発展に大きく寄与しており、今後とも、その大切な役割を適切かつ持続的に発揮していくことが強く求められている。

本市は、西濃地域において、高品質で安全・安心な農産物の生産のため、国の施策と呼応しながら農業生産基盤や農村生活環境の整備などに努め、農業・農村の振興を図ってきた。

本市における基幹的な農業水利施設などの農業生産基盤は、これまで国営土地改良事業を中心として整備が行われてきた。これらの施設については、国営事業により造成された国有財産であり、必要な農業用水を安定的に確保し、当地域の農業を将来にわたり持続的に発展させるとともに国民への安定的な食料供給を確保するための基盤であり、今後計画的な整備については引き続き国の責務として、地方と連携しながら行われるべきものである。

現在、政府の地方分権改革推進委員会において、地方支分部局の見直しの議論が進められ

ているが、国営土地改良事業等を実施している地方農政局の役割は重要でありその廃止により、地域農業の振興はもとより国民への食料の安定供給を確保するための基礎となる基幹的水利施設の整備等に支障が生じることを強く懸念しているものである。

よって、国及び政府においては、国営土地改良事業制度を今後とも確保し、農業振興・食料自給率向上のためにも国営土地改良事業に必要な国の機関を存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月22日、岐阜県海津市議会議長 近藤輝明。

本来ですとこういった意見書は、衆・参議長、また内閣総理大臣、関係大臣に提出するわけですが、今回、総理大臣も辞意を表明され、また農林水産大臣も辞職され、官房長官が兼務されているという現状であります。新しい内閣総理大臣が決まり、また新しい組閣がされて大臣が決まってからこの意見書は提出したいと思っておりますけれども、こういったことがお許しいただけるならそうしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤輝明君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから順次、質疑、採決を行います。

発議第4号 基幹農業水利施設の整備等に関する意見書について、質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 今回の水利施設の整備等に関する意見書について異を唱えるものではありませんが、現在の、この言葉でいくと高須輪中という中心的な役割をつけた面積を載せてあります。しかし、海津市の農業基盤はここだけじゃありません。したがって、この辺の文章についていささか疑問に思うのは私だけなんでしょうか。したがって、海津市が基幹農業水利、国営パイロット事業を含めて今後の対応を検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤輝明君） 4番 川瀬厚美君。

○4番（川瀬厚美君） 今回は高須輪中の土地改良の方から国営事業に関する意見書が出ましたのでありますから、この件に関してだけ御審議をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 高須輪中の方から出たので今回はこの件について、しかし、議会が今後対応するためには、当然旧南濃町には国営ではありませんが、国土交通省の排水機場もあります。それから、用排水分離ですので用水も排水池もあります。これが財産としては国のものなんですね。したがって、東海農政局の統廃合が検討されている中でこの意見書を出し

てくれ、そういう要望があることも当然なんです、ここの地域だけで判断するということじゃなくて、海津市が農業基盤を確立するために海津市議会として広範な考え方をお持ちいただきたいなということでもあります。要望が来たから出すんじゃなくて、要望を踏まえて海津市議会としての判断をお願い申し上げたいということでございます。

○議長（近藤輝明君）　これから意見書としてまた提出をさせていただきます。
他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（近藤輝明君）　質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。
お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君）　異議なしと認めます。
これから発議第４号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤輝明君）　異議なしと認めます。よって、発議第４号　基幹農業水利施設の整備等に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済財政政策担当大臣、内閣府地方分権改革推進委員会委員長に送付いたします。

◎閉会の宣告

○議長（近藤輝明君）　以上をもちまして、今定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成20年海津市議会第３回定例会を閉会します。大変御苦勞さまでございました。

（午後０時１５分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成20年 9 月 22 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員